

会 議 録

藤沢市子ども・子育て会議

令和元年度第2回第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画策定等検討部会

開催日時 2019年（令和元年）9月27日（金）15:02～17:05
開催場所 本庁舎7階 会議室7-1
出席者 委員 8名 梶ヶ谷委員、齋藤（勤）委員、榊居委員、佐藤委員
齊藤（多）委員、増田委員、御室委員、早田委員
事務局14名 子育て企画課 吉原、高田、矢田、水谷、重田、小島、和田
保育課 中川、滝澤
子ども健康課 児玉
青少年課 小野
子ども家庭課 大庭、杉田、畑中

欠席者 委員 2名

内 容

- 1 開会
- 2 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画の策定について【資料1・2】
- 3 幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みについて【資料3・4】
- 4 閉会

1 開 会

○事務局

- ・出席状況の確認（委員10名中、8名の出席）
- ・資料の確認（次第、資料1・2・3・4、前回会議録）
- ・計画策定受託事業者の株式会社浜銀総合研究所の野口副主任研究員と石川研究員の同席あり。

2 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画の策定について【資料1・2】

○事務局

資料1が、第2期の事業計画の大枠をご説明するための資料になっておりますので、そちらで大枠をお示しした後に、実際、形になると、どういった計画なのかということ、後ほど資料2の素案でご説明させていただくという流れで進めたいと思います。

資料1「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画の策定について」、まず1「計画の位置づけ」ということで、4点記載がございます。

（1）が、第2期の計画は、藤沢市の子どもの政策、施策を網羅する全体計画であるということが1つ大きな点になります。（2）が、この計画の位置づけとしては、子ども・子育て支援法に基づく法定計画であるという点になります。（3）が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体的に策定するという位置づけになります。この次世代法に基づく市町村行動計画というものは、法定上は任意計画となっております。（4）が、子どもの貧困対策の推

進に関する法律及び子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村計画を策定するという点です。前段の子どもの貧困対策の推進に関する法律、後者の子ども・若者育成支援推進法、どちらも法定上は努力義務という形になっております。(4)の部分につきましては、子ども共育計画として新たに策定するという点で、この前の時間で、別途、部会を開いて、その中で検討しております。

矢印の左側が平成27年度から令和元年度、現行計画の藤沢市子ども・子育て支援事業計画と別冊ということで、それぞれ整備計画があるというものです。それがどのようになるかということで、右側が令和2年度から令和6年度までの図で、まずは大きな傘として、第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画は全体計画という位置づけにあります。

その中に、これまでも策定しておりました整備計画という性格のものと、先ほど申し上げた実施計画という性格のものがあり、その中に今ここに(仮称)藤沢市子ども共育計画と書いてありますが、扱いとしては、子どもの貧困対策の推進に関する計画と子ども・若者計画を意図する計画となっております。ですので、この部会では全体計画である第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画についてご審議をいただきたいと思っております。

2ページ、(1)は第2期の支援事業計画の対象ですが、親の妊娠・出産期を含む、全ての子ども・若者、子育て家庭にターゲットを当てております。(2)「将来像」、括弧書きで「現行計画を継承しつつ」、今回新たに策定します「共育計画の視点を取り入れる」とあります。まずメインタイトルで「未来を創る子ども・若者が健やかに成長する 子育てにやさしいまち」というものを、現行計画を継承する形でそのまま置いております。サブタイトルとして、共育の視点を取り入れるということで、「～だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会を目指して～」というものを置かせていただいております。(3)計画の視点、ア、イ、ウと3点ありますが、これも現行の計画を継承している形になります。ア「子どもの幸せを第一に考え、最善の利益が実現されるまち」、イ「安心して子どもを産み健やかに育てることができるまち」、ウ「社会全体で子ども・若者を支援し、自立することができるまち」と置いてあります。(4)「基本目標」、現行計画では基本目標1から7までありましたが、現行計画の基本目標6と7はそれぞれ共育計画のほうに含まれる子ども・若者、貧困寄りの考えになりますので、6、7は共育計画に寄せるのだけれども、目標の柱としては全体計画である事業計画に残したいということで、6、7を合体というか、うまくいいとこ取りをしたタイトルに置き替えております。1から5までは現行計画と同様、基本目標1「子育て支援の充実」、基本目標2「親子の健康の確保及び増進」、基本目標3「豊かな心を育む教育環境の整備」、基本目標4「子育てしやすい生活環境の整備」、基本目標5「仕事と家庭との両立の推進」、基本目標6「だれひとり取り残さない 地域共生の推進」です。

続いて、3ページ、3「計画の構成」につきましては、前回の部会の中でもお示しをさせていただいたものと特段変わりはございません。第1章から第6章までの章立てになっております。第1章「計画策定にあたって」ということで、関連する法律ですとか、基本指針等の改定状況、根拠法など、また、この計画の期間、対象などを記載する項目になっております。第2章「子ども・子育てにかかわる概況」、子ども・子育ての状況、5月に実施した利用希望把握調査(ニーズ調査)の結果についてもここで触れたいと考えております。第3章「計画の基本的な考え方」。先ほど申し上げた将来像、視点、基本目標、そして体系、それらの説明を記載するような内容になっております。第4章「子ども・子育て支援施策の展開」は、次世代育成支援

対策推進法の行動計画策定指針を基本とした事業のひもづけをそれぞれ行っていく内容になります。第5章の部分が子ども・子育て支援法に基づく「幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」の内容を記載するところになります。最後の第6章「計画の推進」、推進体制、そして実施状況の点検・評価を向こう5年間どのようにしていくかということを書き記述する部分になります。簡単ではありますが、計画の大枠としては以上になります。

次に、今ご説明申し上げたものが計画として形になったときに、どのようにまとめているかというところで、資料2は、きょうの日付での本当に素案、暫定のものになります。まずはその点についてご理解をいただきたいと思っております。

本来であれば目次がありますけれども、きょうは割愛させていただきます。

第1章「計画策定にあたって」(1)「計画策定の背景」、これまでの世の中、国の流れというところで、まずはこれが全体計画であるという位置づけに基づきまして、関連する法律の記述をしております。①「次世代育成支援対策推進法」から続いて②「子ども・子育て支援法」、そしてこの2点の指針が変わる。ただ、この時点でまだ国から示されておられませんので、示され次第、載せるようにはなりますけれども、それが③の部分です。実際には共育計画のほうで具体的な施策を記述していきますけれども、全体計画という位置づけの中では、子ども・若者育成支援推進法と子どもの貧困対策の推進に関する法律というのも一緒に記載をしたほうがいいかなと思っております。⑥に移りまして、「子どもの貧困対策に関する大綱」というものも、今のほうで改定を進めている段階ですので、示され次第、その部分についても一緒に掲載したほうがいいと考えております。⑦「児童福祉法の一部を改正する法律」。⑧「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」ということで、4ページの上のほうには図も一緒に載せておりますが、共育計画で具体的に施策を展開するに当たって捉えておきたい主な視点に関連するものとしてここに記載しております。

4ページ(2)「計画の趣旨」、この計画は全体計画として次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の役割も果たしていますということが書いてあります。

5ページの2「計画の位置づけ」ですが、これまでお話ししている内容をもう一度踏まえた記述がなされております。(2)「主な関連計画」、今子どもに関する計画のお話をしておりますけれども、藤沢市の多種多様な計画とどういう関連性があるかというところを(2)で図を用いて記載しております。

7ページは「計画の期間」、「計画の対象」とそれぞれ記載があります。

8ページから第2章が始まります。「子ども・子育てに関わる概況」というところで、ニーズ調査の結果も踏まえまして、8ページから34ページまで、グラフとそれぞれのグラフから見てとれる傾向を、コメントをつけて記載していくような形で載せております。

35ページから37ページは、今回策定するのが第2期の事業計画になりますので、第1期の振り返りを行っております。ここについては暫定的な内容になりますので、もう少し厚みを持たせる必要はあるかと思っております。暫定的な内容というところを踏まえていただければと思います。

38ページから第3章が始まります。先ほど申し上げたこの計画の基本的な方向性ということで掲げる将来像が「未来を創る子ども・若者が健やかに成長する子育てにやさしいまち」、そして、今回初めてサブタイトルを置く「～だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会

を目指して～」となっております。

この将来像を実現させるための基本的な視点ということで、3点、現行計画のキーワードをそのまま継承した形です。①「子どもの幸せを第一に考え、最善の利益が実現されるまち」。②「安心して子どもを産み健やかに育てることができるまち」。③「社会全体で子ども・若者を支援し、自立することができるまち」。この3つの視点のワードそのものは現行計画を継承する形でそのまま持ってこようと考えております。ただ、3点目の「社会全体で子ども・若者を支援し、自立することができるまち」の説明文については、別途で策定しております共育計画の視点を踏まえた内容になっております。「困難を抱える子ども・若者、子育て家庭が、社会的自立に向け、それぞれの未来を切り拓くことができるように、個々に寄り添った支援をすることが重要です。生まれ育つ環境に関わらず、すべての子ども・若者が夢や希望を持ち、豊かな人生を送っていただけるように、地域や関係機関、関係団体などが連携して、共に育ち、共に育てるまちづくりを進めます」という内容です。

次に、40ページは「計画の基本目標」です。現行計画では基本目標1から7までありましたけれども、現行の6、7を合体させて、より共育の視点をここに持たせるということで、基本目標6「だれひとり取り残さない 地域共生の推進」という書き方に変えております。その後、本来であれば、今、言葉で説明したものを図式であらわしたいと考えておりますけれども、きょうの時点は白紙となっております。

その後、こちら白紙で申しわけありませんが、3点目は計画の体系図ということで、将来像があって、視点があって、基本目標があって、その後どういうふうに事業を展開するかという体系図を示していくようなページになっております。

きょうはこの素案が43ページで終わりになっておりますけれども、4点目で、ライフステージごとに今度はどういうふうに事業展開がされるかということ、先ほどの前のページと違う視点、切り口で図を載せようかと思っております。現行計画もそのようなつくりになっておりますので、図のつくりについては踏襲する形かなと考えております。

この後、本来ですと、第4章、5章、6章と続きますけれども、きょうの時点では、素案の見せ方としてはここまでとなっておりますので、まずはここで一旦切らせていただきたいと思います。

<質疑応答>

○榊居委員

前回も申し上げたのですが、第2期が始まるに当たって、やはりすごく大きな変化として、幼児教育・保育施設の無償化の問題があります。その中で、現状、無認可施設も一応無償化の対象の中に入っています。5年間という期間限定ではあるけれども、その5年間の中では、いわゆる基準に満たないようなものについても、保育を必要とする親御さんが使っている場合には、無償化の対象になるということです。その対象となる認可外保育施設について、他市町村、他区などでは、一応、条例とかで制限するような動きもあるわけですが、その辺について藤沢市はどういうお考えなのか、確認させていただきたいと思います。

○増田部会長

無償化の問題は10月から実施ということで、これは各行政が大変な思いで、急ピッチで取り組んでいるところですが、このことについて事務局のほうからご説明をよろしく願います。

○事務局

保育課の立場から回答させていただきます。

今ご指摘の点ですが、確かに今回の無償化が認可外保育施設を含めるという中で、保育の質を懸念する声が非常に多いということは認識しております。一方で、本市のように待機児が多い市町村につきましては、認可保育園のほうに入りたくても入れないという事情も、いわゆる保護者が希望する施設に全ては入れないというような実情もございます。

そういった中で、無償化がもともと教育の機会の均等、それから保護者負担の軽減の両方の目的があってスタートしたものでありますので、市のほうで一方的に、この施設はだめというような除外をするということは現時点では考えておりません。

そのかわり、市のほうで指導とか助言とか、藤沢市全体の保育の質の向上に向けた取り組みについては、今後もさらに強化する予定ではありますけれども、現時点で施設の形態でここを除外するというような考えはない。むしろ保育の質を上げてもらうようなアドバイスなり支援を行っていききたいと現在では考えております。

○増田部会長

今お話も出てきたように、実に多様な保育の場があるわけです。そして、認可外施設も含めて対応しないと、藤沢市のさまざまなニーズに応えられないという状況がある。一方で、質の問題は大変重要な課題として捉えられている。

実態として施設数はどれくらいか、例えば認可保育施設が公立、私立はどうか、また小規模がどうなっているのかというような数値は、最新の資料としてこの会でご提示いただきましたでしょうか。

○事務局

資料としてご提出はさせていただいておりません。

○増田部会長

今後の計画を考えていく上で、まず実態を、しかも最新の实態をご提示いただくことによって、より具体的なお提案等もあると思いますので、いかがでしょうか。

○事務局

まず認可保育施設については、公立が14園、あと民間、法人立保育所が60園ございます。あと小規模保育施設については16園、家庭的保育施設については4カ所、あと認可外は……。

○増田部会長

これらをまとめた資料はございませんか。数字的に公表可能なものと、そうではないものがあるとしても、本来ならば資料を配付していただき、もし問題があるとするならば、会議終了後、回収するという方法もある。実態がわからない中でいろいろ検討するのは難しいと思います。

○榊居委員

ただ、すごく難しいのが、無償化が本当に始まったら、やはりニーズというのはすごくふえると思います。

○増田部会長

そう思いますけれども、まず現状を把握する。待機児も多いということは新聞にも出され、ある程度のことは理解していますけれども、先ほど榊居委員もおっしゃったように、施設が経営主体も含めて実に多様ですね。そういう中で、先ほど課長がおっしゃったように、質のこと

も藤沢市ではしっかりとお考えだとは思いますが、やはりこうした計画を立てる場合に、基本となる数字は大事だと思いますので。

○事務局

今は持ち合わせてないのですが、保育課の部分でも、これは例えば企業主導型の一覧とか、藤沢型保育施設の一覧というふうに、別々の資料になっていますので、どこかのタイミングでそういうのを全て合わせた資料をご提供させていただくという形ではまずいでしょうか。

○増田部会長

今すぐというのは無理だと思いますけれども。ここのメンバーが理解するために、先ほど数字をおっしゃっていた中で、家庭的保育所4カ所までいきましたので。

○事務局

お配りしている資料3「量の見込みの算出に使用する人口推計について」というクリップ留めの資料3枚目に「<参考> 現行計画における量の見込み（中間見直しの反映なし）」とあります。下の表に、園数ベースの資料ですけれども、認定こども園から認可保育所、小規模保育、家庭的保育までについてはここを見てください、今の計画期間中の施設数については追っていただけるかと思っておりますので、そちらのほうを参照いただくということでお願いをいたします。

○増田部会長

幼稚園の数字はどうですか。

○事務局

幼稚園は1号、2号のところだから、きょうここにはご用意がないというような状況でございます。

○増田部会長

これはやはり両方必要だと思います。

○事務局

施設数については認定こども園を入れて32ですけれども、そういう一覧表にしたものをきょうの段階で何もそろえておりません。申しわけありません。

○事務局

幼稚園の情報ですと、資料2の素案の18ページで、グラフになっていて見にくいのですが、(5)「就学前児童の状況」ということで、①「幼稚園の在園者数と園数の推移」がございます。36、36、36、34、32と折れ線グラフで書いてあるのが園数で、平成30年は32園ということでご確認いただきたいと思っております。幼稚園の情報について今この場でお示しできるのはこれになります。

○増田部会長

そうした藤沢市全体の状況をしっかりと把握する。

○事務局

先ほどの無償化という話になりますと、今回、ベビーシッターですとか、本当にさまざまなところも対象になってまいります。そういったものを藤沢市のほうで全て把握しているかといいますと、今まで市が把握をしなくてもいい施設というのもあったものですから、まことに申しわけないのですが、今その正確な数字を把握し切れていないというのが事実です。逆に言ったら、無償化に伴って今後全て把握しなければいけないという時期にちょうど差しかかっている。そういう中で、今、完全な表をお渡しできないというのがまことに申しわけないのですけ

れども、次回までには何とかしたいと思います。

いわゆる窓口でご案内している、認可に入れない場合の認可外というところの部分は、表としてある程度持っているのです。ただ、先ほどのベビーシッターだったり、いわゆる届け出もしないでいるような施設もあろうかと思えますけれども、今そういったものの把握に努めているところですので、そういった部分であれば、正確なところについてはもう少しお時間をいただければと思います。

○増田部会長

特に藤沢市は幼稚園の就園率も高い。そういう中で幼稚園でも長い時間の保育ということを担当いただいている。実質上の2歳児保育、ここに当たる部分の役割もある。そのような中で、今後のことを考えると、無償化が具体的にになったときに、市民がどういう動きをするか、本当にはかり知れないところがあるかというふうには思います。しかし、現状、これまで管轄がいろいろで、市直接ではないようなところも多々あったわけですが、今後やはり市全体で、できるだけ迅速にそうした把握に努めていただき、またこういった場にもご提示いただけるようお願いいたします。

○榊居委員

その中で、今委員長がおっしゃられた幼稚園のいわゆる預かり保育のほうは、また1つ認定をふやす感じですか。

○事務局

認定といえますか、預かり保育は今でも幼稚園のほうでやっていますけれども、そこをお使いになっている保護者の方に保育の必要性が認められれば、無償化の対象になりますので、その部分は新2号という形で認定することになります。

○榊居委員

2号とは別に新2号というのをつくるのですね。無償化が無認可のお墨つきのような形になって、特に保育士の質ということは先ほどもおっしゃっていますし、藤沢市が一生懸命やっていますのはわかるのですけれども、全体的に無認可の施設が多くなる。そこにいろいろ公的な資金が入る中で、保育士の条件が悪くなる。本来的に質の向上のほうに行くべきお金が量の拡大に使われてしまうということをおぼやかし、そこを本当に我々懸念しているということだけ申し上げておきたいと思います。

○事務局

先ほど来の保育の質の部分については、もちろん今回の無償化に伴って、国とか県のほうも、向上に向けた取り組みというのをかなり強化するというようなところで、市だけではなかなか手に負えない部分とかもござります。県のほうは予算を拡充して、そういうものに対応する職員等もふやしておりますので、またそういったところとも連携しながら、保育の質については、もちろん今、榊居委員がおっしゃるような、一番重要な保育の根幹の部分であると思いますので、その向上に向けてはこれからはいろいろと対応のほうを考えていきたいと思っています。

○榊居委員

例えば我々民間も、要するに保育の必要量は、今の制度の中で基幹保育所というものが中心になって、これからも保育を続けていかなければいけないと思っています。例えば標準時間が11時間というところについて言うと、今、公立さんが全園で土曜日も11時間やってくれている。実は私のところはやっていません。条件をそろえて、来年度からは頑張る、やは

り保育所の認定を受けている以上は、支給認定というところでは、標準時間が、土曜日に働いていらっしゃる人もあるわけだから、そういうところに合わせていこうという努力をさせていただいています。

市内の認定こども園さんは、29年に始まったときに土曜日をやっていなかった。土曜日をやっていないことについては、これからこういう認定を受けるについて、どういうふうに考えていらっしゃるのですかと市の方に言ったときに、市の方は、認定こども園も、そこは2号認定で受けるわけだから、少なくとも時間はともかく、土曜日もあけますというお約束というか、そういうことをおっしゃっていましたが、いまだに土曜日やっていません。そういった施設による格差みたいなものがとてもあって、そういう中で需要が拡大していくことについて、我々はすごく心配しております。

○増田部会長

今のことについてはどうでしょうか。土曜日の対応ですね。

○事務局

認定こども園については、1日の預かり時間、土曜保育、長期休業中の開所日等についてさまざまハードルが高い中を1つずつクリアしていただいております。こちらとしては土曜保育についてはずっとお願いはしています。ただ、ある程度猶予期間というところと、あとはニーズがどれだけあるか。現行、平日の認定こども園の利用者が土曜日どれだけ使われるかという中で、今、土曜日に開所していないことによって公定価格が減額されています。そこに対して、費用対効果というのも行政としては考えなければいけない。そこをあけたことによって、そこに対する費用という部分を負担しなければいけなくなってくるのです。それについては、こちら園のほうとはずっと繰り返し調整といいますか、協議をしながら、開所に向けた話し合いをさせていただいているのですけれども、その辺で、土曜日にあけて保育士を配置するほどの人数がなかなか見込めないとか、いろいろな課題があります。

また、やはり幼稚園にとって無償化というのは非常に大きな制度です。今までやっていない認定の部分ですとか、預かりに対して無償の対象にするとかいうところがかなり大きなウエートがありまして、無償化の対応で追われているというところもあります。そういったことも全て見きわめながら、10月に無償化がスタートした後、今後に向けては認定こども園のほうに対して、土曜保育も含めてこちらからアプローチをしていきたいというふうには考えています。

○増田部会長

今、就学前の施設状況の内容が大体ご理解いただけたかというふうに思いますけれども、ほかの委員の方々はいかがでしょうか。

○梶ヶ谷委員

まずこの図を見ての単純な質問ですが、これまでに示されてきたここ5年間の図には、共育計画の中に次世代が入っていたかと思うのですけれども、それをこの全体の計画では別建てで出したというところについては何か理由があるのでしょうか。

○事務局

次世代育成支援行動計画につきましては、実施計画ということで、共育計画とかぶるところも多々ありますので、全部、共育計画のほうにというふうに考えておりましたが、子ども・子育て支援事業計画が全世帯の子どもを対象とした計画となりますので、その3つの計画、今2つになっていますけれども、貧困対策の推進に関する計画と子ども・若者計画につきましては、

どちらかという困難を抱えた子どもを対象にしている計画になっております。ですので、こちら側を子ども共育計画のほうに載せて、いわゆる次世代育成支援行動計画につきましては、全ての子どもを対象とした計画になっておりますので、そちらは全体計画としての子ども・子育て支援事業計画のほうに載せていこうということで、ここで変えたというか、見直しをいたしました。

○梶ヶ谷委員

実際に計画を策定していく流れの中では、個人的には私はこちらのほうがわかりやすいのかなというふうには思うのですが、いろいろな資料とか見ると、今現在、その部分が前の資料だったり、この資料は余り見ていなくて、統一されてないところがありますので、そこは今後これでいくというのであれば、統一していただいたほうがいいかなと思います。

○増田部会長

この関係、今までのものと今回のもの、そして子どもの貧困はとても重要な課題であり、やらねばならないことではございますけれども、貧困という言葉は直接使うことはいかがなものかということはこの委員会でも出たところがございます。

そういう中で、行政側も各委員の思いをしっかりと受けとめながら、共育といった方針を打ち出す。しかもこの部会で検討している全体的なもの、その関連性を持つもの、例えば別冊にするとか、そういうことも考えられたわけではございますけれども、別冊ということは、この委員会でも、貧困にかかわる大変いろいろな困難性を抱えている子どもやその家庭を何か差別化するような、そういった危惧もあるという中で、そうではないのだと。貧困対策にかかわるようなことも、整備計画、実施計画という全体的な中に盛り込んでいく。そういう基本的な考え方を行政側もしっかりと確認をなさり、この提示があったかと思えます。

この提示で、改めて確認でございますが、特に異議等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。――では、1「計画の位置づけ」というところはこの形で進めていくことになるかと思えます。

そのほかに、先ほどの行政からのご説明の中で、何かご質問とかご意見がありましたらどうぞお出しいただきたいと思えます。

そうしましたら、さらに説明をしていただいたほうがいいですか。

○事務局

きょうお話しできるのは先ほどご説明したところまでです。

○増田部会長

資料3、4です。

○事務局

資料3、4は、具体的にこの計画の中で言う子ども・子育て支援法に基づくいわゆる量の見込みの部分で、議題3になります。

3 幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みについて【資料3・4】

○事務局

お手元に資料3と資料4がありますので、この2つプラス、私がお話ししている間に、追加でもう1束行くので、3点セットでここのお話をさせていただきたいと思えます。

まず資料3の1枚目、量の見込みを算出するに当たっては、まず人口推計のお話をさせてい

ただきます。

「藤沢市将来人口推計は、2015年(平成27年)に実施した国勢調査の実績を基準とし、大規模開発など様々な要因を加味し、平成28年度以降の人口推計を算出しています」というのが、下の表の1行目の【A】になります。【A】というのは平成27年の国勢調査に基づく藤沢市将来人口推計です。その【A】に対して、住民基本台帳の実績と比較をすると乖離がありますというのが、下の表の【B】です。【B】は今申し上げた住民基本台帳に基づく実績で平成28年度から令和元年度までの数値を記載しております。

この【A】と【B】を比較したいのですけれども、【A】の国勢調査が10月1日時点のもので、住民基本台帳は4月1日時点の実績なので、時点をそろえる作業ということで、2行目に【A】' というものがあります。【A】' と【B】を比べると、その差が、令和元年度時点と言うと、1168乖離がありますというのが上段の説明になります。

乖離があるということは、このまま国勢調査に基づく将来人口推計を使ったのでは、実態にそぐわなくなってしまうので、違う方法の推移をとっていかなければいけないというところで、そのカーブはあくまで生かす形としたいので、将来人口推計の数値に令和元年度時点の差である1,168というのを単純に加えていくという作業が、下の折れ線グラフになっています。

例えば令和元年度と言うと、将来人口推計の4月1日時点というのが21,029だったものが、乖離が1,168あったので、本来であれば実績として22,197です。将来人口推計で見込んでいる令和2年度は20,368になりますので、それに1,168を足した21,536としたいです。このような流れで、この計画期間である令和2年度から6年度までの5年間を見ると、その一番下の表に「使用する就学前児童(0~5歳)の人口推計」とあります。令和2年度が21,536から令和6年度が20,077ということで、減るは減るのですが、これは平成29年度の間見直しでもあったのですけれども、微減である、減る割合は小さいということで、この人口推計を使っていきたいというのがまず初めのご提案になります。

令和2年度の21,536から令和6年度を20,077と決めたこの人口推計を使って、それぞれの事業が、事業といいますが、例えば幼稚園とか保育所とか、法定13事業の中で言うと、子育て支援センター等の拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童クラブ、そういったものがニーズに対してどれだけ用意するか、確保するかという需給計画になります。

それぞれ事業ごとにページをつくらせていただいております、2ページをお開きいただくと、「認定こども園及び認可保育所、地域型保育」ということで、保育所の話になってまいります。今回5月に実施した利用希望把握調査(ニーズ調査)では、子育て中の市民の方に、今どういう教育・保育事業をご利用になっていますか、今後どういった利用をされたいですかというようなニーズを聞いておりますので、その調査結果とこれまでの実績を勘案して量の見込みを算出するという作業をしております。

2ページ、まず「認定こども園及び認可保育所、地域型保育」です。本来であれば、まず市全域を出して、その後、市内を4地区に分けておりますので、それぞれ4地区分に数値を置いていかなければならないのですけれども、きょうこの時点としましては、市全域の暫定値を載せております。ゼロ歳の3号で言うと、644から764、1・2歳の3号認定ですと、3587から3786、3歳以上の2号認定であれば、4134から4,823というふうに数値を見込んで、一番下にその合計値をあらわしております。

4 ページは「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」になります。こちらは先ほど申し上げた人口推計とは別に、1年生から6年生までの児童数を用いて算出いたします。児童クラブについては、今回より1年生から6年生まで各学年に数値を見込みなさいという国の指示があります。なので、最終的には学年ごとの数値を計画の中には入れていきますけれども、きょうこの時点では、6学年分を合わせた合計値の量の見込みということで、4,000から4,950という数字を入れさせていただいております。同じように参考ということで、下に現行計画の量の見込みとこれまでの実績を記載しております。

次に、5 ページは「子育て短期支援事業（ショートステイ）」になります。説明し忘れましたが、事業のタイトルの後にあります説明文は、その事業概要を簡単に記載しております。ショートステイにつきましては、量の見込みとして248から231と見込んでおります。

6 ページは、「地域子育て支援拠点事業」、保育所などに所属をしていない、ご家庭で子育てをしている保護者とお子様が集える場所で、量の見込みにつきましては107,832から114,271と見込んでおります。

7 ページは、ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児の預かりに特化したものになります。こちらは量の見込みを4,639から4,393とさせていただいております。

続きまして、先ほど説明の途中で配らせていただいた資料をご覧ください。まず1枚目が「認定こども園及び幼稚園」、保育所と同じように、地区を4地区分にし、それぞれ数字を入れていかなければいけませんけれども、まずは市全域の1号認定、2号認定ということで、1号認定であれば5,743から5,275、2号認定であれば565から518、計6,308から5,793という数字を今の段階では見ております。

めくっていただきまして、ページ番号で言うと、恐らく3ページになりますが、「時間外保育事業（延長保育）」です。保育認定を受けた子どもの利用時間を超えてしまう部分の事業ですが、量の見込みとしましては、7,947から8,904と見込んでおります。

次ページ、一時預かり事業は2つ項目を分けておりまして、まず1つ目が「幼稚園在園児対象」です。通常教育時間を延長して幼児を一時預かりする事業です。令和2年度で146,603が、令和6年度で134,684と微減するというような推移で、今、量の見込みを立てております。

次が、同じ一時預かり事業ですけれども、幼稚園在園児以外の部分になります。令和2年度の量の見込みとしては43,785から、令和6年度で48,850を見込んでおります。

続いて、「病児・病後児保育事業」です。病気やその回復期のため、集団保育が困難であり、かつ、保護者が就労等により家庭での保育を行うことができない場合、一時的に預かる事業ということで、令和2年度の6,091から、令和6年度で6,823と見込んでおります。

説明としては足りない部分もあるかと思っておりますけれども、それぞれの教育・保育、そして地域子ども・子育て支援事業については、今の時点の暫定値ということで、以上のように見込みを立てております。この後、ご意見を頂戴する中で、またそのご意見を反映して変わるということはあるかと考えておりますので、今この時点の数値だという点についてご了承いただきたいと思っております。

もう1つお話をさせていただくと、資料4に記載しておりますのは、調査によらず量の見込みを算出することが可能な事業になります。「利用者支援事業」の概要としては、「子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言

等を行い、適切な事業を選択できるよう支援する事業」ということで、大きく2つの型があります。まず1つ目が「基本型・特定型」と呼ばれるもので、現在4カ所運営しておりますけれども、この4カ所というものを令和2年度から6年度まで維持する形で考えております。もう1つが「母子保健型」で、こちらも現在3カ所ありますものをそのまま維持する形で見込んでおります。

「妊婦健康診査」は、「妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心安全な妊娠、出産を迎えられるよう、国が示している望ましい受診回数14回及び標準的な健診項目等にかかる健診費用の一部を補助券方式により公費負担している」という事業です。3項目目が「実施状況」ということで、平成28年度から30年度までの実績を載せております。それに対して、令和2年度から6年度までの5年間の推移としては、記載の数値を見込んでおります。

「乳児家庭全戸訪問事業」は、「産後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う」事業で、量の見込みとしては、3,250から3,050という数字を見込んでおります。

「養育支援訪問事業」は、「家庭における児童の安定した養育の確保のため、支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅に訪問し指導・助言、育児・家事援助等の専門的支援を行う」という事業で、量の見込みとしては、令和2年度で521人、令和6年度で498人という数字を見込んでおります。

<質疑応答>

○齊藤(多)委員

量の見込みの算出の資料の1枚目ですが、台帳との実績差が出てきているというところで、令和元年度の1,168という差を、来年からのところで埋めるというか、それを埋めるために単純に足し算をされたということですね。まずそういうものなのかというのが私はわからないのです。例えば平成30年から令和元年度だと、43しか差がないのですよね。本当に少ない差でしか移動していないけれども、単純に1,168を足しただけだと、令和2年になると、マイナス661にもなっているんです。この計算式が本当に妥当なのかということについて、どういうふうにプラス1,168で考えられているのかをお聞きしたい。

○事務局

恐らく人口推計の計算は、今回お示ししたのとは別に、やり方がいろいろあるのですよね。これでなければいけないということは特に言われてはいないので、対外的にご説明するときにも、わかりやすさという視点でも、今この方法を用いているということにはなります。

○齊藤(多)委員

この数字がベースとなって量の見込みを計算されていっているわけですね。大もとがもし大幅にずれている場合は、量の見込みも明らかにずれてくるということにはなりますよね。確かにわかりやすさはとても大事だと思うのですが、素人目に見ても、来年こんなに本当に下がるのかなという感覚がある。本当にこれぐらい下がるというふうに皆さん方もお考えならいいのですけれども、そうでなければ、全てに影響してくると思うので、このあたりはどうなのかなとは思いました。

○事務局

将来人口推計ということで市として出しているのが、国勢調査をもとにしてやっています。国勢調査と住民基本台帳の差が、今、1,000ある状況で、その後の動きについて、公式の

動きに合わせていかないと、こちらとして細かい計算式というか、正式の動きが何とも読めないもので、今の差でずっと同じ公式の人口推計を出したものとして、今回こちらでご提示をさせていただいているような状況です。

動きとしては、その差を幾つ埋めるかというところの目安というか、そこを例えば1, 168で出していますけれども、来年もう少し減るかもしれない。けれども、その減る数というのが、何ともこちらのほうでは推計ができないので、今現在の住民基本台帳との差で、動きとしては公式の動きをするという考え方で今回はお出ししているところです。

○齊藤（多）委員

藤沢市の傾向というのが全国的にはまた全然違うと思うのですね。平成28年から令和元年のところの推移をうまく利用しながら計算を出すということはちょっと難しいということですかね。

○事務局

今おっしゃられるとおり、この予想が外れるのではないかというような懸念があると今ここで言い切つてはいけないのかもしれないのですけれども、子ども・子育て支援法に基づく量の見込み確保方策については必ず中間年で見直しを行いましようということにはなっております。これで言うと、令和4年度の時点で、そのときの実績を一回見比べて、ちょっと外れたねということであれば、また見直すという作業がある。それありきで考えてはいけないのですけれども、そこもあるということで、今回は公式のカーブを生かすということに重点を置いてこの形をとっております。

○増田部会長

これはなかなか難しいところではありますが、この推計をする場合に、藤沢市はこの方式をとった。この近辺といいますか、他のところでもほぼ同じような形での推計をしていますか。

○事務局

その点については、それぞれ作業している中で情報交換ができておりませんので、確認しておりません。

○増田部会長

なかなか難しいことではありますが、よりの確な数値を提示していかないと、計画そのものに大きな影響を与えますから。

○事務局

市町村によっては、ここで言う【A】'とか【A】とかを、全ての計画においてそのままの数字を使うということもございますし、住基の動きを見て、それで使うということもございますので、一概にどの方式を使っているというものではないとは思いますが。

○増田部会長

そのほかに何かご質問やご意見はございますか。

○齋藤（勤）委員

現行の計画の中で量の見込みが出ていますけれども、それに対しての実績というのは全部クリアになっているわけではないですよ。待機児童の数は1年間で10人しか変わってないという状況があったりしますが、量の見込みに対して確保方策がうまくいった場合には、ゼロになっていたというふうに理解していいのでしょうか。

○事務局

そうです。

○齋藤（勤）委員

ということは、5年前に比べて、やはり量の見込みの数字のずれが出てきたということなのではないでしょうか。

○事務局

一概には言えないとは思いますが、子どもの人口に関して、5年前の人口推計よりも減りぐあいが緩いというか、減りぐあいが少ないというのは事実です。今も微減ではあるのですが、カーブがもっと急かなと思っていただけたところ、意外とカーブが緩かったというところはあります。

○齋藤（勤）委員

人口の部分にも関係するとは思いますが、実際問題、今回の無償化のところで、ニーズとかも大分変わってくるのではないかなというふうには思っているのです。先ほどもその話がちょっと出ましたが、その辺の数値というのは、今の段階ではこの中にはもう全く反映されないですね。

○事務局

人口推計が違うかもしれないというところの数値ということですよ。

○齋藤（勤）委員

無償化でニーズがすごくふえることによって、待機児童がふえるというような意見も結構出ていますけれども、それに関しては、市の見解としては、やはりそのとおりだというふうに思われているのですか。

○事務局

今回5月にアンケート調査をやらせていただいて、そのアンケートの中身ですが、半年後の10月には無償化が始まることを前提として、こういういろいろな保育サービスがありますけれども、皆さんはどれを使いたいですかというような形での投げかけをさせていただいた結果を、この量の見込みの中に反映させていただいております。

そういう意味では、無償化はまだ始まってないから、実際、自分たちの生活がどうなるかというところは当然わからないですが、報道等で周知されている内容、特に3歳児以上は無償になりますよ、それ以下も住民税非課税世帯は無料になりますよとか、そういう情報を前提とした意向調査を行っておりますので、この量の見込みの結果には、その潜在的なニーズも含めて反映された数字にはなっているというふうに捉えています。

○齋藤（勤）委員

無償化に関して、保護者というか市民がすごく意識し始めたのは、本当にこの1カ月ぐらいなのかなとも思うので、そこには大分、差が出てくるような気はちょっとしますね。それに関して、見直しの期間が、2年後、3年後ということだと、ちょっと不安を感じるかなというのは意見としてあるなというところです。

○事務局

先ほどの計画値と実績値の乖離の話で、この統計のカーブが正しいのかというようなご議論があったかと思えます。それについて待機児童の視点で申し上げますと、今走っている5年間の計画で、中間で見直しを行いました。これは保育ニーズに対する確保という意味で言うと、計画以上の保育所をつくったのに、まだ待機児童がある。その原因は何なのかと考えたときに、

もともとの人口推計が少な過ぎたというようなことがありましたので、この上にシフトをしていくというような手法をとらせていただいたところです。

ただ、人口推計は簡単につくれるものではございませんで、藤沢市は昨年、将来人口推計というものを、ちゃんとしたシンクタンクに委託をした上で公表させていただきました。それは全年齢ごとの推計値を出しているのですけれども、そこから保育所と言えば0～5歳だけを抜き出してつくったカーブが、この右肩下がりのカーブです。基本的にはこれに並行する形で、前回1,000ぐらい下振れをしていたようなものですが、それをちゃんと戻した形でやっていくことで、今の計画のような大きな乖離は発生しないだろうということで、今回この手法をとらせていただいたということを申し添えさせていただければと思います。

○増田部会長

藤沢市だけではなくて、子育て中の世代の方々にかなり人気のある地域は、予想に反して余り減らなかったということが出ています。一方で、極端に子どもの数が減っているという地域もあるわけですね。そういう中で、うれしいことではありますけれども、行政としていろいろ取り組まなければならないことがたくさんあるということだと思っております。

提示される資料について、今回はこれまでなのですけれども、当然のことながら、いろいろな困難を抱える方々も含めて、全ての切れ目ない支援体制をつくっていく。そして、先ほど基本の目標等が示されましたけれども、そういう中で、前半の計画よりもきめ細やかな対策計画というものを立てていくことが大事であると同時に、ここで検討したことが、ある部分については、先ほどありましたように、この図の中の整備実施計画のところ主に盛り込まれていくということも出てくるかと思っております。

しかし、藤沢市全体として、このような計画が必要であるというものは、この検討会のところで提示する必要があるかと思っておりますので、この辺の計画は強化すべきであるとか、あるいはプラスしていかなければならないであろうとか、そのようなご意見が今の時点でございましたら、ここでぜひご意見をいただきたいです。

この部会は、次回はいつでしたっけ。

○事務局

次回の部会は11月7日になります。その次に11月19日が全体会です。

○増田部会長

その全体会でほぼ固めるということになりますね。そういうふうに回数が本当に限定されておりますので、こうした部会の場でなくても、お気づきの点があったら、事務局のほうへいろいろご連絡いただきたいと思っております。ただ、できる限りこのように皆さんがいらっしやる所でご意見をお出しいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○榊居委員

ニーズの量のところと一緒に質のことも考えていかなければいけないということで、今申し上げておきたいのは、特に駅周辺を中心に、保育園はそもそも公園とか地域の遊び場を使って保育を常々やってきているわけなのですけれども、今、公園に行っても、もちろん地域の方もいらっしやる。ほかの保育園も、場所によっては重なるように同じところを目指して来て、遊び場としてなかなか確保できないということが、地域によっては出てきているということもあります。ですので、いろいろな整備の中で、その地域に実際に公園とかそういうものが十分に確保できているのかということも計画の中に入れていただければと思います。

○増田部会長

非常に重要な視点だと思います。先ほど数の実態を提示していただきましたが、その施設の中で、公園等の活用を要件にして施設運営がなされているところとか、さまざまだと思います。今のところの数値も地域別のものはまだ出ておりません。藤沢市も地域によって状況がかなり異なると思うのです。

今、柵居委員がおっしゃったように、地域によって子どもたちが本当に健やかに育っていくために、それは施設だけではなくて、家庭で子育てをしている方々にも、先ほど幼稚園の就園率が高いということは、つまり、3歳までは家庭で子育てが行われている。藤沢市はその数値が高いわけです。その方たちの住宅事情・状況等を考えても、地域の子育てにふさわしいような環境というのはとても重要だと思うのです。そのあたりは実態を把握するのがなかなか大変かとは思いますが、市としてはどんなふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局

最近は何庭がない保育園が多いのですけれども、公募するときに、どこの公園を使うという状況調査はやっております。しかし、そこから、この公園を幾つの保育施設が使うことになっているというところまでは、申しわけないのですが、把握し切れておりません。

あと、園庭があっても、公園を利用されているようなところについては、認定時にもお届け等をいただいているということもありますので、全体の把握はできていないというのが現状です。

○増田部会長

先ほどの保育の量の確保とともに、保育の質をとというときに、保育の質を確保し、その評価をするというところでの具体的な取り組みについて教えていただけますか。

○事務局

もちろん認定保育園は県のほうで監査等しております。

○増田部会長

監査はもちろんありますね。

○事務局

あと研修等もしています。

○事務局

保育課のほうからお答えさせていただきます。

先ほど来、保育の質をご心配するご意見はごもっともだと思います。1つは、保育の質と言ったときに、いわゆる資格者の配置、また設備の問題等々があろうかと思えます。先ほど柵居委員からも基幹保育所という名前も出ましたが、もちろん基幹だけではなく、あらゆる面で考えているのですけれども、資格の部分について、配置されているかとか、あるいは現場に行ったときに、もちろん面積もそうですけれども、日常的な部分で、こういったところが危ない、これは子どもが手を出しやすい場所だというようなアドバイスなども日常的に行っています。

あと、環境面で言いますと、最近、例えばプールがない保育園については、公立がプールの貸し出しなども始めております。園庭がなくて運動会ができないような施設については、公立の園庭の貸し出しなども始めています。そういった中で、公立だけではないのですが、おこがましいかもしれないのですけれども、ノウハウを伝授するとともに、まずその設備の中で危険といえますか、安全確保に向けた支援をしております。

また、設備に対してできるだけ提供していくという中で、どこの保育園に行っても、できるだけ外遊びとかそういったものを取り入れながら、子どもたちがすくすく育ちができるような支援をできるだけしたいと考えております。最近になりまして、施設の貸し出しというところにも踏み込んだ対応を行うことを検討しています。

また、研修の部分につきましても、以前から増田先生にご相談させていただいていますけれども、藤沢市の保育士に対して何とか底上げができないかというようなこともいろいろ考えております。そういったソフトの面とかハードの面、両方から何とか支援ができるような対応を考えております。

○増田部会長

今おっしゃった人の配置とか、面積とか、安全性とか、これは監査にかかわる基本中の基本で、これが守られていなかったら大変なことです。私が申し上げている保育の質というのは、例えば保育所における第三者評価、幼稚園でも学校評価、こういったことが実施されてから随分年月がたっております。藤沢市は例えば認可保育所の第三者評価等については、施設に向けてどのような姿勢を提示し、どのような実施をなさっていますでしょうか。

○事務局

施設を設置するときに、第三者評価委員とか、第三者評価として必ず設置しなければいけないということは条件とはしていません。

○増田部会長

第三者評価ですよ。

○榊居委員

公立は2園ずつやっていますよね。

○事務局

はい。

○榊居委員

民間はない。

○事務局

ただ、全園で、いわゆる第三者評価の第三者評価ですけども、そこについては必須にはしてないです。

○増田部会長

例えば待機児が大変多かったある市では、もちろん数をふやす。これは当然やるわけです。しかし、数がふえるときに、いろいろな条件を十分に満たしているかどうか。とにかく規定のこれだけというそのラインのところで認めていく。しかし、保育の質は、それでは高まっていかないという中で、自己評価に基づく第三者評価というものが国の制度として平成14年からスタートしております。もちろんこれは絶対にやらねばならないということではありません。しかし、ある市ではそのことを要件とする。第三者評価をしっかりと受けるということを要件としながら、というふうな取組をする中で、量の確保と質の確保の両立がなされているということなのですね。

藤沢市は、こういうことに対して、これだけ多様化していますし、今までいろいろ悲しい事故につながるようなことがなかったからいいのですけれども、今のような状況の中で、決してそういったことがあってはならない。そういう中で、第三者による評価も含めて、保育の質、

それは保育所だけではありませんで、学校評価も含めて、しっかりと検討し、そういったことを今回の第2期のところでは盛り込めるぐらいのそういう姿勢が行政側にあるのかどうかということを確認したいと思いますけれども、それはいかがでしょうか。次の機会にお答えいただくようにいたしましょうか。

○事務局

はい。

○増田部会長

藤沢にこれだけ待機児が出るほど子どもを持つ家庭の方たちがふえている。ということは、藤沢に行けば質の高い保育を受けられるとか、そういう子育てができる、こういうことがやはり根底にあると思うのです。ただし、全ての施設を公的な力でやるのは難しいので、それで藤沢市は、これまでさまざまな市民の力、こういった活動もしっかりと受けとめながら、子育てに優しいということが言われてきたのだと思います。

ですけれども、5年経過をしていく中で、かなりいろいろな状況が変化しております。その中で、いろいろな調査等で、もちろん私が申し上げるまでもなく、行政の方はしっかりと理解なさっています。

きょうの前半の部会で提示した調査について、一度は説明してくださったのでしょうか。

○事務局

子どもと子育て家庭の生活実態調査については、前回の全体会で一度簡単に説明をさせていただきました。

○増田部会長

簡単でしたよね。

○事務局

概要版を用いて説明させていただいております。

○増田部会長

今回のこの図に皆様がきょうこれだけ賛成してくださった本当に関連性の高い施策の中で、その基本になる調査結果は共有すべきだと私は思うのです。ですので、次回にぜひ配付もしていただきたい。あと、インターネット上には出すのですか。

○事務局

分厚い実態調査報告書そのものは皆様にお送りをしているとともに、ネットのほうでも公表し、図書館のほうでも。

○増田部会長

もちろん全部を読むということは基本でしょうけれども、このことがこれからの計画につながるところで、前の会でいろいろと討議したようなことをやはり各委員にも提示をする中で、全体的な計画を具体的に考えるということが大事ではないかと思えます。そうでないと、この図のような、ここで求めているような計画になり得ないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局

きょうはご用意していないのですが、全体会で一度、抜粋という形でお配りしていますけれども、あれよりも抜粋した形ということでしょうか。

○増田部会長

きょう話し合ったような、要するに施策につながるような形のものを提示していただくとい
いのではないかと思います。

○事務局

この部会ではお配りしてないのですけれども、先ほどの共育部会のほうで実態調査の結果
等々を載せておりますので、この共育計画に載せるところをもう一度精査させていただいて、
それをお配りさせていただくような形でよろしいでしょうか。

○増田部会長

それでいいと思います。全てをとということではないです。
ほかに何かご意見はございませんでしょうか。

○御室委員

まだ具体的なものが何もないので申し上げるのが難しいのですけれども、例えば資料2の3
1ページの【オ】の不定期の教育とか保育事業で、私どもの法人では、ショートステイ、トワ
イライトステイといって、お泊まりで子どもの一時預かりをしています。この調査ですと、そ
れを利用したいと回答された方はふえています。利用の目的に、リフレッシュがあるんですけ
れども、現実問題、ちょっと休みたいからといって使えるようなシステムではない。何かの理
由があつて、証明書を出してお使いになるんだけれども、調査によると、利用希望は高い。利
用理由が、育児疲れとか、事前予防のためのリフレッシュでも可能になるなど、もう少し使い
やすい制度に変えていったらどうでしょう。

それから、次のページの「放課後の過ごし方」ですが、希望する放課後の過ごし方の1位が
自宅で、次が習い事ですかね。習い事をするにはお金がかかりますが、そこを支援するのは難
しいと思います。ショートステイ、トワイライトステイで放課後児童クラブにお迎えに行くと、
関係機関の方がいらっしゃると失礼なんですけど、狭いところに何十人もいて、オセロとか塗り
絵をしている。先ほどから養育の質という話が出ていますけれども、伸び盛り子どもたちな
のにもったいない、外を走って、体力づくりをしたらでもどうでしょう。

過ごし方の内容を上げてあげないと、子どもたちの未来につながっていかないのかなと思
います。ちょっと具体的過ぎましたが、子どもの視点からプラスになることとか、働くお母さん、
父さんの気持ちが楽になるような「やわらかい」「優しい」具体的なプランができればいいの
かなと思いました。

○増田部会長

とても重要な視点をありがとうございます。
放課後事業を実際にやっていたら立場から何かございますか。

○梶ヶ谷委員

まず子ども・子育て支援制度の中で、量と質の確保をするための省令が出ました。40人が
望ましいとか、1人当たり1.65を基準とした定員を求めなさいとか、そういうのが出てい
るのですけれども、今、実際にどういう状況かという、どちらかという、省令の内容は満
たしてないというのが現状です。というのは、やはり整備計画が追いついていない。それ
に対して、待機児童の解消策が先ですね。いい環境を整える前に、待機児童を何とか解消し
ようということで、やはり詰め込み方式になっているというのが藤沢市の現実かなと思います。

例えば将来の量の見込みについて、児童クラブのことがありました。令和6年に4,950
人の量の見込みがあるとなっています。では、単純に1施設50人とする。50人にはならな

いと思うのですけれども、50人としてカウントしたら100施設要するという話です。今幾つあるのですか。60ちょっとぐらいしかないというのが現状だと思っております。

○増田部会長

先ほど来、就学前のところはかなり話がいておりましたけれども、当然のことながら、就学時の、特に放課後のところはとても重要でありますので、このあたりについても何か行政側からご説明がありますか。

○事務局

今の詰め込んでいるというお話と、詰め込まざるを得ないという現状の説明もいただきましたけれども、実際そのとおりです。例えば資料3の4ページをごらんいただきますと、下の参考値で、令和元年度の量の見込みは3,650人で、利用者数は3,620人、これを見ると、一見、満たしているかのように見えるかと思えます。ただ、先ほど梶ヶ谷参事のお話にもあったように、待機児童が出ています。これは結局、市全体でつくった受け皿に対して、学区ごとのニーズは変わってきてしまうので、そういうことになっております。

この3,620人というのは、条例の基準を超えた受け入れをやった上でこういう数字になっておりますので、計画をつくった時点では、令和元年度の時点で3,650人が、平成27年のときには、条例基準も満たして待機も出てないで3,650人に行きたかったわけですね。ところが、実際はそうでない。

それから、今後の分析でいただいた数字の中で、現実的な数字として勘案させていただいて、令和2年度が4,000人、5年間で4,950人までニーズが伸びる。同じように伸びていくニーズの中で、条例基準を超えた受け入れをしながら、施設の整備が追いついていったら、少しずつ定員を下げていって、基準どおりの定員としていって、こちらとしては令和6年度にそこを合致させたいと考えております。

令和2年度の時点で条例基準どおりの定員だとすると、量の見込みは、条例基準の定員の合計は3,400人ぐらいになる。そうしますと、令和6年度とのギャップが3,700人ぐらいになる。大体1,000ちょっとの条例の定員と、令和6年度をゴールとするところの定員との差があります。1クラブの条例基準の定員のマックスが60人ですので、あと20クラブ近くの整備が必要になる。学年のニーズもありますけれども、地域ごとのニーズですとか、施設の大きさの関係も出てくるので、そういったところをブラッシュアップして、最終的にはさらに精度を上げて、整備計画をつくりたいと現在のところ考えております。

○増田部会長

例えば学校から帰ってから、塾に行ったり、家庭でゆったりと過ごせるという状況の子どもも一部存在はしますけれども、かなり経済的な課題のある家庭の子どもたちも、この放課後児童クラブ等の利用もあるかと思えますし、そういう中で、今回とても重要な計画の1つだと思います。次回は行政側から具体的な提示があると思えますので、その中でまた委員の皆様方からいろいろご意見をいただければと思います。

○佐藤委員

事務局の皆さん方が数字に追われているような大変な印象を受けます。今、学童の話が出たのですけれども、もちろん未就学児の対応も本当に大事だと思うのですが、今おっしゃったように、放課後児童クラブ、要は就学時の子どもたちをどう見ていくかです。

今、学童保育も飽和状態だと思うのですけれども、その中でも見落としはいけないと思う

のは、例えば障害がある子とか、支援級に行っているような子も、希望すれば自分の地域の学童保育に入れるような体制がちゃんとできるかというのが大事だと思うのです。他市でも聞いた事例では、普通だったら親が働いていて、障害を持ったお子さんが学童に行けるのが一番いいのだけれども、その学童では見切れないということで、結局仕事をやめて、子どもを見ていなければいけないというのがあると聞きました。

今回の計画で「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会」というのはすごく素晴らしい理念だと思うのです。これを実現するために、そういったところも取りこぼしのないようにしていただきたいです。行政で全てできるというわけではないと思いますし、いろいろなところと協力して、そこもぜひこぼさないようにしていきたいというのは個人的にも思っています。

○増田部会長

今とても重要な視点で、支援を要する子どものことも含めて、これはもちろん就学前からではありますけれども、特に学童期以降、また今回の調査で、小学校5年生と中学生と比べたときに、中学生のほうが、何かあったときに相談できる人がいないとか、あるいは自己肯定感も低い。年齢が上がると、自己肯定感が低くなる率が高まってしまいます。こういうことがある中で、特に支援を要する子ども、またボーダーラインにいる子どもたち、そこへの細やかな体制をどういうふうにしたら組めるのか。行政と民間と市民が一体にならないと、なかなか難しいことだとは思いますが。前半の計画の中にも、もちろんそういう精神はあってつくられておりますけれども、今回、後半のところ、特にその点も配慮しなければいけないことだろうと思います。ありがとうございました。

○早田委員

利用者支援事業についてですが、働けるお母様とか、それぞれ環境が異なるかと思うのですが、将来よりも今の現実というのが問題点ですね。それを施設の方ですとか、誰かにご相談できて、問題解決に結びつくような支援ができればよろしいのではないかと。今までの就労支援とか、子育て支援の窓口に行ったときに、それは働く前に問題解決しなければいけない部分が多々あるのです。だけど、あちらに行ったら、こちらに行ってくださいとか、こちらに行ったら、あちらに行ってくださいみたいに、具体的なものがなかったのといったご相談はかなり受けておりました。

ですから、今回このように量の見込みという形で資料をいただいたものですので、ちょっとお話をさせていただいたらよろしいかなと思ひまして、ご提案させていただきますが、将来よりも今の現実、それが将来につながるのだよということにお母様自身も気づいてほしいというところもあるのです。どうして自分だけがということではなくて、この問題を解決することによって、将来が見えてきますよというある程度の道筋というの、こういったご相談の窓口があって、助言できる方がいらっしゃるようでしたら、ぜひともそのようにしていただければよろしいのではないかと思っております。

○増田部会長

重要な視点で、今のご意見に対して行政側で説明をしていただける部署はどこですか。

○事務局

現状、保育所のご相談ですと、基本的には保育課になります。「基本型・特定型」というのを4カ所を実施しており、子育て支援センターに月に何度かお伺いしてご相談を受けているとい

う状況になっております。ただ、正直、予約制で結構いっぱいな状況にはなっておりますけれども、保育所のご相談等々を受けるには、保育課のほうにご相談いただくような形になります。

○増田部会長

相談したいというふうに外に向く方は何らかの対応ができるのですけれども、それさえもしない。そういう意味で、乳児の全戸訪問であるとか、このあたりのことについては何かご説明がありますか。

○事務局

乳児家庭訪問事業というのがあって、生後4カ月までの世帯を皆さん回るということです。その中で、お子様に対するお母さんの不安だったり、子どもの養育環境を見るために、お話を聞いたりというところで、実際、具体的な悩みとか相談がある場合には、担当の保健師が、一回だけでなく、継続的に聞き、何回かに分けて訪問したり、お電話したりして、相談に乗るということは、現在も行っているところです。

○増田部会長

実施率というのはかなり高いですか。

○事務局

途中、転入とか転出で、市外に出られたり、入ってこられたりということで、若干数字が上下するのですけれども、ほぼ100%に近いです。

○増田部会長

そこはすごく重要です。そこで一旦関係ができていると、何か課題が出たときにも、こちらから対応もできるし、何か声をかけやすい状況をつくっていく。このあたりも今回の計画の中で、今までも実施率を高めていくという努力をなさっていらっしゃるんですけども、さらにこれが計画の中につながって、いろいろな方が相談でき、保護者自体がいろいろなことで理解が深まっていくような体制が大事ですね。

○榊居委員

先ほどのトワイライトステイにいらっしゃったときの話があって、逆にうちのほうは、トワイライトステイにうちから行くのを見送るときに、いつも気になる。いつもといっても、私も3回しか現実に見たことはないのですけれども、そうやって家庭で何かしらご事情があって行かれる場合に、体調不良のお子さんが随分多いのです。現実におやつを出しても、実は歯が痛くて食べられない。そのときにはもうお迎えに来ているので、いらっしゃった方にそういう話をしたけれども、そこから歯医者さんに行けるわけではないので、そのまま行ってしまうというケースもある。

私は前に子ども・子育て会議で、トワイライトステイというのを使われるときには、一緒にちょっとぐるっと回れるかわからないのですけれども、健康状態をどなたかに見てもらってから行くというふうなシステムにできないですかねと、ここで一回投げかけたことがあります。

それから、学童保育ですが、学年によって帰ってくる時間が結構違うのです。多分いらっしゃる時間というのは一番お迎えが待っている。要するに、公園に行っていたり、学童保育もいろいろするのです。みんないろいろなところに行って、その時間になったら親が迎えに来るので、帰っていなければいけないという時間はそうなのですが、学童保育もそういうことで、同じ人数が保育園にみたいはずというわけではないので、人数が結構動くのです。そういう中で集団をつくっていくという難しさとか、だからこそ低学年と高学年が交流できるというよ

さとか、そういったものも、人数の問題は特にあるのですけれども、学童保育にあるということも申し上げたいと思います。一応うちもやっているの、手を挙げさせていただいた。

○御室委員

そういう意味ではなかったのですけれども、あそこの学童に行きたいとか、塾とか習い事に負けないような魅力的な学童をつくっていただきたいと思います。

○齋藤（勤）委員

この計画の中で、例えば認可外保育園とか、企業主導型保育に関しての位置づけとか、僕ら最初は認可外保育園からスタートしていますので、認可外保育園というのは最終的な受け皿として、緊急的にあした預けなければいけないというような状況のときに、特に手続なしでパッと預けられるとか、毎日すごく夜遅くまで働いている方とか、そういったニーズは絶対あると思うのです。

藤沢では、企業主導型はふえていますけれども、認可外自体は減っていったのかな。ニーズ調査の中でも、認可外とか、企業主導型の数字は非常に低い。これは多分お金の問題なのかなともすごく思っていて、例えば東京における認証とか、結構いい額が出ている。認可外保育園でも、当たり前なのですけれども、保育の質を上げたいという思いがみんなすごくあります。ただ、実際問題、それをやるためには、やはり先立つものがが必要です。

そういう中で、認可とか小規模というところで、それが追いついていないのですが、最終的な受け皿としてはやはり必要なのかな。認可外だったり、藤沢型認定だったりというところを強化することで、その辺の「だれひとり取り残さない」というテーマの中では結構重要なポイントになってくるのかなというふうにも思っているの、そういうところが盛り込めていけたらいいのではないかなと個人的には思っております。

○増田部会長

取り扱い方をいろいろ配慮しながら入れ込んでいったらということですね。

○齋藤（多）委員

先ほどから質の話が出ていて、増田先生のほうからお話がありましたが、今さまざまな自治体でいろいろな取り組みが結構始まっているかと思うのです。研修や、訪問されて、指導・助言というだけではなくて、別の取り組みがもういろいろなところで始まっていると思います。質を上げるといっても相当時間がかかることだと思いますので、そこら辺の第3の方法を、藤沢の中でもぜひ取り組みを始めていただけるとありがたいなと思います。

○増田部会長

計画の中にもその要素を入れ込めたらと思います。

5時を過ぎてしまいました。長時間ありがとうございました。いろいろ積極的なご意見をいただきましたので、また行政側も大変だとは思いますが、きょうの各委員の貴重なご意見をいろいろと取り込みながら、次の提案をしていただければと思います。

では、事務局にお返しします。

○事務局

最後に今後のスケジュールです。次第の下に次回ということで3つの日程を記載しております。次の部会、第3回は、11月7日（木）午後1時から、6階の会議室6—1というお部屋になります。ここは職員エリア内のお部屋です。エレベーターで6階まで上がっていただければ、6—1までは職員がご案内をさせていただきますので、お部屋についてご留意いただきました

いと思います。

ちなみに、この日は午後1時からこの部会があって、兼務されている方につきましては、午後3時から共育の部会があります。ただ、午後3時からの共育の部会は会議室が異なりますので、ご注意をお願いいたします。

次に、第3回の全体会が11月19日(火)。一番最初の全体会の場合では、午前10時からとお伝えした記憶があります。申しわけありません。午後2時からに時間を変更しておりますので、スケジュール等々、お控え直していただくようお願いいたします。このときは本庁舎8階の会議室8-3という少し狭いお部屋、かつ、これも職員エリア内のお部屋です。まずは8階までエレベーターでお上がりいただきたいと思います。

3つ目は、第4回全体会ということで、今2月3日という日程をここに記載しておりますが、3日ではなく、4日か6日のどこかでできたらいいなと考えておりますので、第4回全体会については、改めて日程のご案内をさせていただきます。

きょうの部会から次の第3回の部会まで少し間があいてしまいます。きょう具体的内容をご提示していないので、もしかしたら余り意見が出ないのかもしれないですけども、何かお気づきの点がありましたら、きょう以降、帰ってから、メールでもいいですし、電話でもいいですので、ご意見をいただきたいと思います。

いただいたご意見につきましては、そのご意見を受けて、事務局としてどうしたかというのを、増田委員長と、あと共育のほうの澁谷部会長のお2方に相談をさせていただいて、それを反映した結果を11月7日にご提示させていただけるように、そこは増田委員長と澁谷部会長にご一任いただくというような流れで進めることもあり得ますので、その点ご了承いただきたいと思います。きょうは量の見込みの暫定値ということでありましたけれども、7日は、各種報告の内容も含め、また次世代のところの施策体系ですとか事業ですとか、具体の素案としてもう少しレベルアップしたものをご提示させていただきたいと考えておりますので、引き続きよろしくようお願いいたします。

4 閉 会

○増田部会長

それでは、時間も過ぎましたが、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

以 上